

東かがわ市規則第4号

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年東かがわ市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）	（育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）
第8条の4 略	第8条の4 略
2～5 略	2～5 略
6 略	6 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
（1）～（4） 略	（1）～（4） 略
（5） 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第9条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合	（5） 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第9条第1項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
7 略	7 時間外勤務等制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務等制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
（1） 略	（1） 略
（2） 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合	（2） 当該請求に係る子が、勤務時間条例第9条第1項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
8・9 略 （特別休暇）	8・9 略 （特別休暇）
第20条 略	第20条 勤務時間条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
（1）～（9） 略	（1）～（9） 略
（10） <u>満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を育てる</u>	（10） <u>生後3年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために</u>

改正後	改正前
女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間） (11)・(12) 略 (13) 職員が同居する親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）、同居していない子、父母及び配偶者（以下この号において「親族」という。）の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める親族の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（看護する親族が2人の場合にあつては、10日、看護する親族が3人以上の場合にあつては、15日）の範囲内の期間 (14)～(24) 略	必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間 （男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間） (11)・(12) 略 (13) 職員が同居する親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）、同居していない子、父母及び配偶者（以下この号において「親族」という。）の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話<u>又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める親族の世話をを行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（看護する親族が2人の場合にあつては、10日、看護する親族が3人以上の場合にあつては、15日）の範囲内の期間 (14)～(24) 略

改正後	改正前
2～4 略	2～4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第2号）の規定による改正後の東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年条例第20号）第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条同項及び改正後の東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の4第1項の規定の例により、当該請求を行うことができる。